

# 公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」の申請について  
標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

平成26年2月3日  
国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長  
波多野 真樹

## 記

### 1. 協定の目的

荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）についての確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とします。

### 2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙－1「荒川下流河川事務所直轄管理区間」とおり
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、土木関係の応急復旧等を想定しています。

### 3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成25・26年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事（C等級以上）に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 別紙－2近隣地域一覧表に該当する区域内において、建設業法に基づく本店、支

店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が、別紙近隣地域一覧表に該当する区域内であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）

- (5) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、一般土木工事における各々の過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から選定の通知日の前日までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 現在、荒川下流河川事務所と「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」又は「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」を締結していないこと。

#### 4. 協定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

#### 5. 手続等

##### (1) 担当部局

〒115-0042

東京都北区志茂5丁目41-1

国土交通省荒川下流河川事務所危機管理室

電話03-3902-5695

##### (2) 申請書類等の交付期間、場所及び方法

申請書類等は、以下の期間、場所及び方法により交付します。

###### ① ホームページによる交付

平成26年2月3日（月）12時00分から平成25年3月4日（火）に荒川下流河川事務所のホームページにおいて申請書類等のダウンロードができます。

※ホームページアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

###### ② 担当部局での交付

平成26年2月3日（月）から平成25年3月4日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分～18時00分に5.（1）において紙又は電子データにより配布します。なお、電子データで配布希望の場合は、電子媒体（USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW）を持参してください。

###### ③ 配布する書類とファイル形式

公示文                    pdf形式

申請書類                pdf形式 及び xls形式

協定書（案） pdf形式 及び doc形式

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

申請書及び資料は、以下の期間、場所及び方法により申請書の受け付を行います。

①申請場所及び方法

5. (1) に下記②の期間に持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る）するものとし、電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受け付けません。

②申請期間

平成26年2月3日（月）から平成26年3月4日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分～18時00分に受け付けます。

なお、郵送の場合は、最終日の消印、託送の場合は、最終日に託送業者が受付を行ったものまでを有効とします。

②申請書類の内容

申請書類は、以下の書類を添付してください。

- ・様式－1（協定参加申請書）
- ・調査様式－1～3（河川災害応急復旧業務に関する調査票（1）～（3））
- ・補足説明資料等

6. 審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

評価項目	審査基準	欠格要件
協定に基づく派遣依頼を行った場合に派遣できる建設機械等の台数（※） （調査様式－2）	下記機材の保有台数 ・バックホウ（0.45m <sup>3</sup> 以上） ・ブルドーザ（3t以上） ・ダンプトラック（10t級）	いずれの機材も保有していない場合
協定に基づく派遣依頼を行った場合の技術者派遣の可否 （調査様式－1）	下記資格等を1つ以上有している技術者の人数 ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・1級又は2級建設機械施工技士 ・建設業法第7条第2号イ、ロ、ハで定める者イにあつては、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者	資格等の保有者がいない場合

協定に基づく派遣依頼を行った場合の作業員派遣の可否 (※) (調査様式-1)	作業員の人数	作業員を確保できない場合
平成10年4月1日以降の荒川下流河川事務所における工事で元請として施工した実績 (調査様式-1)	荒川下流河川事務所での工事施工実績の有無	施工実績が無い場合
当該工種工事（一般土木工事）における過去2年間の工事成績評定表の平均点	「関東地方整備局（港湾空 港関係を除く。）発注工事の当該工種工事における平成23年10月1日から平成25年9月30日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点」	平均点が60点未満の場合（実績が無い工種工事は60点とする。）
他機関との協定の有無 (調査様式-1)	災害に関する協定の締結数 なお、建設業協会等の会員になっている場合において、会員になっている団体が締結している災害協定は除く	評価しない
事業継続計画（BCP）の策定状況 (調査様式-1)	事業継続計画（BCP）の策定状況	評価しない
協定に基づく派遣依頼を行った場合に提供できる資材量 (※) (調査様式-3)	自社保有している資材の数量	評価しない

※ 協定に基づく派遣依頼を行った場合に派遣できる作業員の人数及び資機材量は、協力会社・協定会社の数量を含めてもかまいません。

## 7. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」（以下「災害協定」という。）の選定結果を申請者に書面にて通知するとともに、荒川下流河川事務所のホームページに掲示します。

通知は、平成26年3月11日（火）を予定しています。

なお、ホームページへの掲載は、平成26年3月11日（火）12時00分頃に公表予定です。

## 8. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、荒川下流河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることが出来ます。なお、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(1) 提出期限

平成26年3月11日（火）から平成26年3月17日（月）までの9時15分から18時00分までとします。

(2) 提出場所

5. (1) 担当部局に同じ

(3) 回答期限及び方法

平成26年3月25日（火）までに書面により回答します。

9. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（一般土木）」（以下「協定書」という。）を2部作成し提出して下さい。作成については、別紙-3を参照してください。

なお、持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けません。

(1) 提出期限

平成26年3月11日（火）から平成26年3月20日（木）までの9時15分から18時00分までとします。

(2) 提出場所

5. (1) 担当部局に同じ

(3) 協定書の返却期限

平成26年3月31日（月）までに1部返却します。

10. その他

(1) 連絡先の調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時の連絡先及び平常時の連絡先を調査します。調査内容、調査時期は以下の通りです。

①調査内容

・ 緊急時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及び保有している携帯電話のメールアドレスを調査します。

・ 平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の電話番号、会社で使用している電子メールアドレスの調査をします。

②提出時期

・ 変更が生じていない場合であっても協定期間中の毎年4月1日～4月15日に必ず提出してください。

・ 変更が生じた場合は、上記期間以外でも速やかに提出してください。

③提出先

5. 配布場所に同じ。

④提出方法

電子メール、郵送、託送又は持参による。

なお、郵送、託送及び持参される場合であっても、電子媒体（USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW）に電子データを保存し提出してください。電子媒体は、後日返却します。

⑤その他

・書式は、協定書の返却時にお渡しします。

電子データ（xls形式）を希望される方は、電子媒体（USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW）を持参して下さい。

・変更が生じた場合は、遅滞なく修正して下さい。

(2) 建設機械等の台数、技術者の人数、作業員の人数及び保有している資材調査  
災害協定締結後、災害時に派遣できる建設機械等の台数、技術者の人数、作業員  
の人数及び保有している資材を調査します。調査内容、調査時期は以下の通りで  
す。

①調査内容

派遣可能な技術者の人数及び作業員の人数

派遣可能な資機材量及び保管場所

②提出時期

・変更が生じていない場合であっても協定期間中の毎年4月1日～4月15日  
に必ず提出してください。

初年度は、申請時の資料により提出したものとします。

③提出先

5. 配布場所に同じ。

④提出方法

電子メール、郵送、託送又は持参による。

なお、郵送、託送及び持参される場合であっても、電子媒体（USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW）に電子データを保存し提出してください。電子媒体は、後日返却します。

⑤その他

・様式は、申請時の調査様式-1～調査様式-3とします。

なお、様式は変更する場合がありますが、変更が生じた場合は、変更した様式で提出していただきます。

・資機材の保管場所は、A3又はA4で作成し、詳細地図（10,000分の1程度）及び広域地図（100,000分の1程度）で作成してください。作成に付いては、別紙-4を参照してください。

(3) 協定の解除

以下のいずれかの条件に該当する場合は、協定の解除を行います。

①災害協定締結後、関東地方整備局（港湾航空関係を除く）の一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「一般土木工事（C等級以上）」の認定が取り消された場合又は認定されなかった場合。

②資機材の保有量がなくなったとき又は技術者、作業員のいずれかを派遣できなくなった場合。

③協定書（案）第17条に該当する場合。

(4) 申請書について

①申請書類に要する費用は、提出者の負担とします。

②提出された申請書類調査票は、当目的以外には使用しません。

③提出された調査票は返却しません。

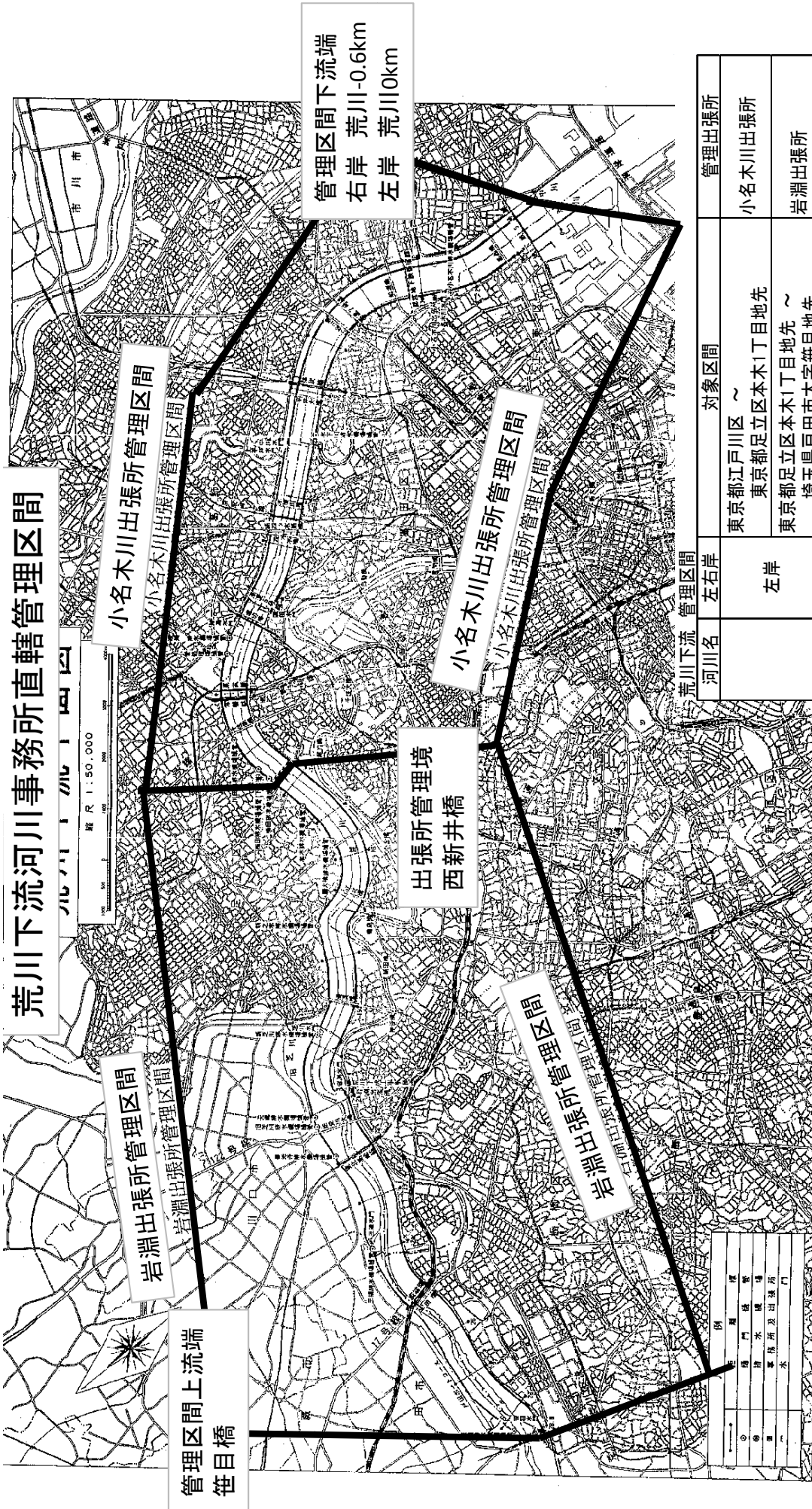
④申請書類に関する問い合わせは、5. 配布場所に同じと同じ。

(5) 総合評価落札方式による入札における加点について

本災害協定を締結している者は、荒川下流河川事務所が発注する総合評価落札方式で有利に評価される工事があります。



# 荒川下流河川事務所直轄管理区間



河川名		左右岸	対象区間	管理出張所
荒川	左岸	東京都江戸川区 ~ 東京都足立区本木1丁目地先	小名木川出張所	
		東京都足立区本木1丁目地先 ~ 埼玉県戸田市大字笹目地先	岩淵出張所	
荒川	右岸	東京都江東区 ~ 東京都足立区千住桜木2丁目地先	小名木川出張所	
		東京都足立区千住桜木2丁目地先 ~ 東京都板橋区新河岸3丁目地先	岩淵出張所	
綾瀬川	左右岸	東京都葛飾区綾瀬地先 ~ 東京都葛飾区綾瀬地先	小名木川出張所	
荒川	左岸	荒川分岐点 ~ 東京都北区岩淵地先	岩淵出張所	



近隣地域一覧表

東京都：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、清瀬市、東久留米市、西東京市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、狛江市

埼玉県：さいたま市、川口市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、入間郡三芳町、所沢市、吉川市



## 地図の作成について

### 1. 詳細地図

- ・ 地図は、A4 又は A3 で作成してください。
- ・ 地図の右上に 会社名 及び 地図番号 を記載してください。
- ・ 地図の縮尺は、10,000分の1 以上としてください。  
電子地図を使用する場合は、10,000分の1程度としてください。
- ・ 資機材置き場と主要幹線道路の位置関係が分かる地図としてください。
- ・ 資機材置き場は、調査票(2)及び調査票(3)の地図標記番号で表示してください。
- ・ 1枚で複数の資機材置き場を記載できる場合は、複数の資機材置き場を記載してもかまいません。(無理に1枚に記載する必要、分ける必要はありません。)

### 2. 広域図

- ・ 地図は、A4 又は A3 で作成してください。
- ・ 地図の右上に 会社名 を記載してください。(番号は必要ありません)
- ・ 地図の縮尺は、100,000分の1 以上としてください。  
電子地図を使用する場合は、100,000分の1程度としてください。
- ・ 資機材置き場と荒川下流部の位置関係が分かる地図としてください。  
ただし、遠方の資機材置き場で縮尺が10万分の1の地図で荒川との位置関係を記載できない場合は、資機材置き場の概略の場所が分かる図面でもかまいません。
- ・ 1枚で複数の資機材置き場を記載できる場合は、複数の資機材置き場を記載してもかまいません。(無理に1枚に記載する必要、分ける必要はありません。)

## 協定参加申請書

平成 年 月 日

国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長  
波多野 真樹 様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番

代 表 者 〇〇建設株式会社  
代表取締役社長

〇〇 〇〇

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定(〇〇)」に参加したく申請書を提出します  
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担 当 者 : 〇〇 〇〇  
部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課  
電話番号 (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内〇〇〇)

## 河川災害応急復旧業務に関する調査票(1)

会社名:〇〇建設(株)

## 1. 協定に基づく派遣依頼を行った場合の技術者派遣の可否

資格を保有している技術者の数	人
----------------	---

## 2. 協定に基づく派遣依頼を行った場合の作業員派遣の可否

作業員の数	自社:	人
	協力会社:	人

## 3. 平成9年4月1日以降の元請として施工した実績

工事名	工期	発注者名
	～	

※ 施工実績は、最新のものを記載してください。

記載した工事の施工内容がわかるもの(仕様書等)を添付してください。

## ○災害時における契約・協定

・通年的に協定又は契約を特定機関と締結している場合に記載する。

契約・協定の有無	有・無	件(※)
----------	-----	------

※ 契約・協定がある場合は、件数を記載してください。

なお、建設業協会等の会員になっている場合において、会員になっている団体が締結している災害協定は除いて記載してください。

## ○事業継続計画(BCP)の策定状況

・事業継続計画(BCP)の策定状況を記載する。

・事業継続計画

事業継続計画	有・無
震災に関する部分	有・無
風水害に関する部分	有・無
関東地方整備局長の認定	有・無

## 河川災害応急復旧業務に関する調査票(2)

会社名:〇〇建設(株)

## ○応急復旧対応機材調査

配置可能な応急復旧機材について記載する。

平成 年 月 日現在

番号	機材名	規格	単位	数量	自社・協力	保有箇所住所	地図標記番 品	詳細地図 番 品
機－1					自社・協力			
機－2					自社・協力			
機－3					自社・協力			
機－4					自社・協力			
機－5					自社・協力			
機－6					自社・協力			
機－7					自社・協力			
機－8					自社・協力			
機－9					自社・協力			
機－10					自社・協力			
機－11					自社・協力			
機－12					自社・協力			
機－13					自社・協力			
機－14					自社・協力			
機－15					自社・協力			

※ 地図を添付して下さい。(地図の作成にあたっては、別添地図の作成についてを参照してください。)

同名・別規格の機材は、別項目として記載してください。

同一機材であっても、保管場所が違う場合は別項目としてください。

# 河川災害応急復旧業務に関する調査票(2)

会社名:〇〇建設(株)

○応急復旧対応機材調査

配置可能な応急復旧機材について記載する。

平成 年 月 日現在

番号	機材名	規格	単位	数量	自社・協力	保有箇所住所	地図標記番	詳細地図
機-1					自社・協力			
機-2					自社・協力			
機-3					自社・協力			
機-4					自社・協力			
機-5					自社・協力			
機-6					自社・協力			
機-7					自社・協力			
機-8	同一機材であっても、規格、保管場所が違う場合は、別項目で計上してください。					協力		
機-9					自社・協力			
機-10					自社または協定会社保有をわかるようにしてください。			
機-11								
機-12					自社・協力			
機-13					自社・協力			
機-14					自社・協力			
機-15					自社・協力			

保管場所毎に番号をつけてください。  
(資材と共通した番号としてください。)

※ 地図を添付して下さい。(地図の作成にあたっては、別添地図の作成についてを参照してください。)

同名・別規格の機材は、別項目として記載してください。

同一機材であっても、保管場所が違う場合は別項目としてください。



## 河川災害応急復旧業務に関する調査票(3)

会社名:〇〇建設(株)

## ○応急復旧対応資材調査

配置可能な応急復旧機材について記載する。

平成 年 月 日現在

番号	資材名	規格	単位	数量	自社・協力	保有箇所住所	地図標記番号	詳細地図番号
機－1					自社・協力			
機－2					自社・協力			
機－3					自社・協力			
機－4					自社・協力			
機－5					自社・協力			
機－6					自社・協力			
機－7					自社・協力			
機－8					自社・協力			
機－9					自社・協力			
機－10					自社・協力			
機－11					自社・協力			
機－12					自社・協力			
機－13					自社・協力			
機－14					自社・協力			
機－15					自社・協力			

※ 地図を添付して下さい。(地図の作成にあたっては、別添地図の作成についてを参照してください。)

同名・別規格の資材は、別項目として記載してください。

同一資材であっても、保管場所が違う場合は別項目としてください。

# 河川災害応急復旧業務に関する調査票(3)

会社名:〇〇建設(株)

○応急復旧対応資材調査

配置可能な応急復旧機材について記載する。

平成 年 月 日現在

番号	資材名	規格	単位	数量	自社・協力	保有箇所住所	地図標記番	詳細地図
機-1					自社・協力			
機-2					自社・協力			
機-3					自社・協力			
機-4					自社・協力			
機-5					自社・協力			
機-6					自社	自社または協定会社保有をわかるようにしてください。		
機-7					自社			
機-8					自社・協力	同一資材であっても、規格、保管場所が違う場合は、別項目で計上してください。		
機-9					自社・協力			
機-10					自社・協力	保管場所毎に番号をつけてください。 (機材と共通した番号としてください。)		
機-11					自社・協力			
機-12					自社・協力			
機-13					自社・協力			
機-14					自社・協力			
機-15					自社・協力			

※ 地図を添付して下さい。(地図の作成にあたっては、別添地図の作成についてを参照してください。)

同名・別規格の資材は、別項目として記載してください。

同一資材であっても、保管場所が違う場合は別項目としてください。

## 災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（案） （一般土木）

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長 波多野 真樹（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）における被害の拡大防止のための応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設等（以下「河川」という。）において発生した災害において必要となった応急復旧業務等に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

### （業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は別紙の荒川下流河川事務所直轄管理区間とする。

### （業務の実施体制）

第3条 甲は、当該河川の災害に係わる応急復旧業務等が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

- 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。
- 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
- 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 乙または第3条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(連絡先の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し甲から連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第12条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第14条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第15条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事象が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

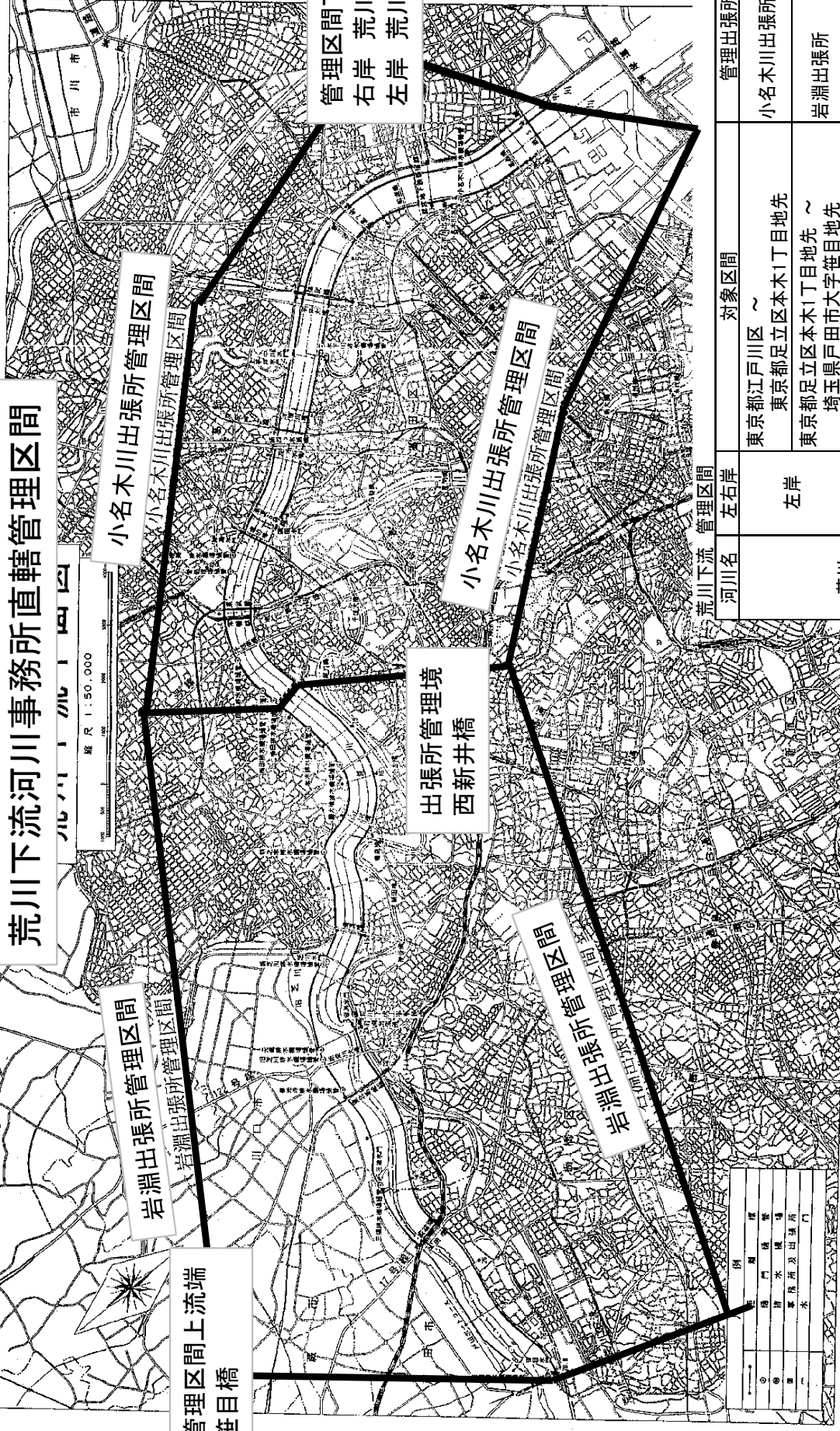
第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

平成 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長 波多野 真樹

乙 ○○○○○○○○○  
代表取締役 ○○○○○○ (印)

# 荒川下流河川事務所直轄管理区間



荒川下流 管理区間

河川名	左右岸	対象区間	管理出張所
荒川	左岸	東京都江戸川区 東京都足立区本木1丁目地先 東京都足立区本木1丁目地先 ~ 埼玉県戸田市大字笹目地先	小名木川出張所
	右岸	東京都江東区 ~ 東京都足立区千住桜木2丁目地先 東京都足立区千住桜木2丁目地先 ~ 東京都板橋区新河岸3丁目地先	岩淵出張所
綾瀬川	左右岸	東京都葛飾区綾瀬地先 ~ 東京都葛飾区綾瀬地先	小名木川出張所
荒川	左岸	荒川分岐点 ~ 東京都北区岩淵地先	岩淵出張所



# 公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（ゲート設備）」の申請について  
標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

平成26年2月3日  
国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長  
波多野 真樹

## 記

### 1. 協定の目的

荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）についての確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とします。

### 2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙－1「荒川下流河川事務所直轄管理区間」とおり
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、河川用ゲート設備に関する応急復旧等を想定しています。

### 3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成25・26年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち機械設備工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 別紙－2 近隣地域一覧表に該当する区域内において、建設業法に基づく本店、支

店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が、別紙近隣地域一覧表に該当する区域内であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）

- (5) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、機械設備工事における各々の過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から選定の通知日の前日までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 現在、荒川下流河川事務所と「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」又は「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（ゲート設備）」を締結していないこと。

#### 4. 協定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

#### 5. 手続等

##### (1) 担当部局

〒115-0042

東京都北区志茂5丁目41-1

国土交通省荒川下流河川事務所危機管理室

電話03-3902-5695

##### (2) 申請書類等の交付期間、場所及び方法

申請書類等は、以下の期間、場所及び方法により交付します。

###### ① ホームページによる交付

平成26年2月3日（月）12時00分から平成25年3月4日（火）に荒川下流河川事務所のホームページにおいて申請書類等のダウンロードができます。

※ホームページアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

###### ② 担当部局での交付

平成26年2月3日（月）から平成25年3月4日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分～18時00分に5.（1）において紙又は電子データにより配布します。なお、電子データで配布希望の場合は、電子媒体（USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW）を持参してください。

###### ③ 配布する書類とファイル形式

公示文                    pdf形式

申請書類                pdf形式 及び xls形式

協定書（案） pdf形式 及び doc形式

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

申請書及び資料は、以下の期間、場所及び方法により申請書の受け付を行います。

①申請場所及び方法

5. (1) に下記②の期間に持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る）するものとし、電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受け付けません。

②申請期間

平成26年2月3日（月）から平成26年3月4日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分～18時00分に受け付けます。

なお、郵送の場合は、最終日の消印、託送の場合は、最終日に託送業者が受付を行ったものまでを有効とします。

②申請書類の内容

申請書類は、以下の書類を添付してください。

- ・様式－1（協定参加申請書）
- ・調査様式－1（河川災害応急復旧業務に関する調査票（1））
- ・補足説明資料等

6. 審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

評価項目	審査基準	欠格要件
協定に基づく派遣依頼を行った場合の技術者派遣の可否 (調査様式－1)	下記資格等を1つ以上有している技術者の人数 ・技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設－鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）） ・1級又は2級土木施工管理技士 ・1級又は2級建築施工管理技士 ・1級建築士 ・建設業法第7条第2号イ、ロ、ハで定める者イにあつては、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学又は機械工学に関する学科を修めた者	資格等の保有者がいない場合
協定に基づく派遣依頼を行った場合の作業員派遣の可否 (※) (調査様式－1)	作業員の人数	作業員を確保できない場合

平成10年4月1日以降に元請として施工した実績 (調査様式-1)	河川用プレートガーダ構造ローラゲート設備の新設又は修繕をした工事施工実績の有無 なお「ゲート設備」とは、扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備のいずれかとする	施工実績が無い場合
当該工種工事(機械設備工事)における過去2年間の工事成績評定表の平均点	「関東地方整備局(港湾空 港関係を除く。)発注工事の当該工種工事における平成23年10月1日から平成25年9月30日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点」	平均点が60点未満の場合(実績が無い工種工事は60点とする。)
他機関との協定の有無 (調査様式-1)	災害に関する協定の締結数 なお、建設業協会等の会員になっている場合において、会員になっている団体が締結している災害協定は除く	評価しない
事業継続計画(BCP)の策定状況 (調査様式-1)	事業継続計画(BCP)の策定状況	評価しない

※ 協定に基づく派遣依頼を行った場合に派遣できる作業員の人数は、協力会社・協定会社の数量を含めてもかまいません。

## 7. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定(ゲート設備)」(以下「災害協定」という。)の選定結果を申請者に書面にて通知するとともに、荒川下流河川事務所のホームページに掲載します。

通知は、平成26年3月11日(火)を予定しています。

なお、ホームページへの掲載は、平成26年3月11日(火)12時00分頃に公表予定です。

## 8. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、荒川下流河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面(自由様式)により説明を求めることが出来ます。なお、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

### (1) 提出期限

平成26年3月11日(火)から平成26年3月17日(月)までの9時15分から18時00分までとします。

### (2) 提出場所

5. (1) 担当部局に同じ

### (3) 回答期限及び方法

平成26年3月25日(火)までに書面により回答します。

## 9. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（ゲート設備）」（以下「協定書」という。）を2部作成し提出して下さい。作成については、別紙-3を参照して下さい。

なお、持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けません。

### （1）提出期限

平成26年3月11日（火）から平成26年3月20日（木）までの9時15分から18時00分までとします。

### （2）提出場所

5.（1）担当部局に同じ

### （3）協定書の返却期限

平成26年3月31日（月）までに1部返却します。

## 10. その他

### （1）連絡先の調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時の連絡先及び平常時の連絡先を調査します。調査内容、調査時期は以下の通りです。

#### ①調査内容

##### ・緊急時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及び保有している携帯電話のメールアドレスを調査します。

##### ・平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の電話番号、会社で使用している電子メールアドレスの調査をします。

#### ②提出時期

・変更が生じていない場合であっても協定期間中の毎年4月1日～4月15日に必ず提出して下さい。

・変更が生じた場合は、上記期間以外でも速やかに提出して下さい。

#### ③提出先

5. 配布場所に同じ。

#### ④提出方法

電子メール、郵送、託送又は持参による。

なお、郵送、託送及び持参される場合であっても、電子媒体（USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW）に電子データを保存し提出して下さい。電子媒体は、後日返却します。

#### ⑤その他

・書式は、協定書の返却時にお渡しします。

電子データ（xls形式）を希望される方は、電子媒体（USB、CD-R、C

D-RW、DVD-R又はDVR-RW)を持参して下さい。

・変更が生じた場合は、遅滞なく修正して下さい。

(2) 技術者の人数、作業員の人数調査

災害協定締結後、災害時に派遣できる技術者の人数、作業員の人数を調査します。調査内容、調査時期は以下の通りです。

①調査内容

派遣可能な技術者の人数及び作業員の人数

②提出時期

・変更が生じていない場合であっても協定期間中の毎年4月1日～4月15日に必ず提出してください。

初年度は、申請時の資料により提出したものとします。

③提出先

5. 配布場所に同じ。

④提出方法

電子メール、郵送、託送又は持参による。

なお、郵送、託送及び持参される場合であっても、電子媒体(USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW)に電子データを保存し提出してください。電子媒体は、後日返却します。

⑤その他

・様式は、申請時の調査様式-1とします。

なお、様式は変更する場合がありますが、変更が生じた場合は、変更した様式で提出していただきます。

(3) 協定の解除

以下のいずれかの条件に該当する場合は、協定の解除を行います。

①災害協定締結後、関東地方整備局(港湾航空関係を除く)の一般競争(指名競争)入札参加資格のうち、「機械設備工事」の認定が取り消された場合又は認定されなかった場合。

②技術者、作業員のいずれかを派遣できなくなった場合。

③協定書(案)第17条に該当する場合。

(4) 申請書について

①申請書類に要する費用は、提出者の負担とします。

②提出された申請書類調査票は、当目的以外には使用しません。

③提出された調査票は返却しません。

④申請書類に関する問い合わせは、5. 配布場所に同じと同じ。

(5) 総合評価落札方式による入札における加点について

本災害協定を締結している者は、荒川下流河川事務所が発注する総合評価落札方式で有利に評価される工事があります。



# 荒川下流河川事務所直轄管理区間



管理区間下流端  
右岸 荒川-0.6km  
左岸 荒川0km

荒川下流 管理区間

河川名	左右岸	対象区間	管理出張所
荒川	左岸	東京都江戸川区 東京都足立区本木1丁目地先	小名木川出張所
	右岸	東京都足立区本木1丁目地先 埼玉県戸田市大字笹目地先 東京都江東区 東京都足立区千住桜木2丁目地先 東京都足立区千住桜木2丁目地先 東京都板橋区新河岸3丁目地先	岩淵出張所 小名木川出張所 岩淵出張所
綾瀬川	左右岸	東京都葛飾区綾瀬地先 東京都葛飾区綾瀬地先	小名木川出張所
荒川	左岸	荒川分岐点 東京都北区岩淵地先	岩淵出張所



近隣地域一覧表

東京都：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、稲城市、西東京市

埼玉県：さいたま市、川越市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、川島町、松伏町



## 協定参加申請書

平成 年 月 日

国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長  
波多野 真樹 様

住 所 〒○○○-○○○  
○○県○○市○○番

代 表 者 ○○建設株式会社  
代表取締役社長

○○ ○○

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定(○○)」に参加したく申請書を提出します  
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担 当 者 : ○○ ○○  
部 署 : ○○本店○○部○○課  
電話番号 (代)○○-○○-○○○○(内○○○)

## 河川災害応急復旧業務に関する調査票(1)

会社名:〇〇建設(株)

## 1. 協定に基づく派遣依頼を行った場合の技術者派遣の可否

資格を保有している技術者の数	人
----------------	---

## 2. 協定に基づく派遣依頼を行った場合の作業員派遣の可否

作業員の数	自社:	人
	協力会社:	人

## 3. 平成9年4月1日以降の元請として施工した実績

工事名	工期	発注者名
	～	

※ 施工実績は、最新のものを記載してください。

記載した工事の施工内容がわかるもの(仕様書等)を添付してください。

## ○災害時における契約・協定

・通年的に協定又は契約を特定機関と締結している場合に記載する。

契約・協定の有無	有・無	件(※)
----------	-----	------

※ 契約・協定がある場合は、件数を記載してください。

なお、建設業協会等の会員になっている場合において、会員になっている団体が締結している災害協定は除いて記載してください。

## ○事業継続計画(BCP)の策定状況

・事業継続計画(BCP)の策定状況を記載する。

・事業継続計画

事業継続計画	有・無
震災に関する部分	有・無
風水害に関する部分	有・無
関東地方整備局長の認定	有・無

## 災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書 (ゲート設備)

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長 波多野 真樹(以下「甲」という。 )と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。 )は、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害 (以下「災害」という。 )における災害の拡大防止のための応急復旧業務 (以下「業務」という。 )の実施に関し、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設等 (以下「河川」という。 )において発生した災害の必要となった応急復旧業務等に関し、これに必要な建設機械資材、労力等 (以下「建設資機材等」という。 )について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

### (業務の実施区間)

第2条 業務の実施区間は別紙の荒川下流河川事務所直轄管理区間とする。

### (業務の実施体制)

第3条 甲は、当該河川の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
4. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 乙または第3条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(連絡先の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し甲から連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第12条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第14条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第15条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

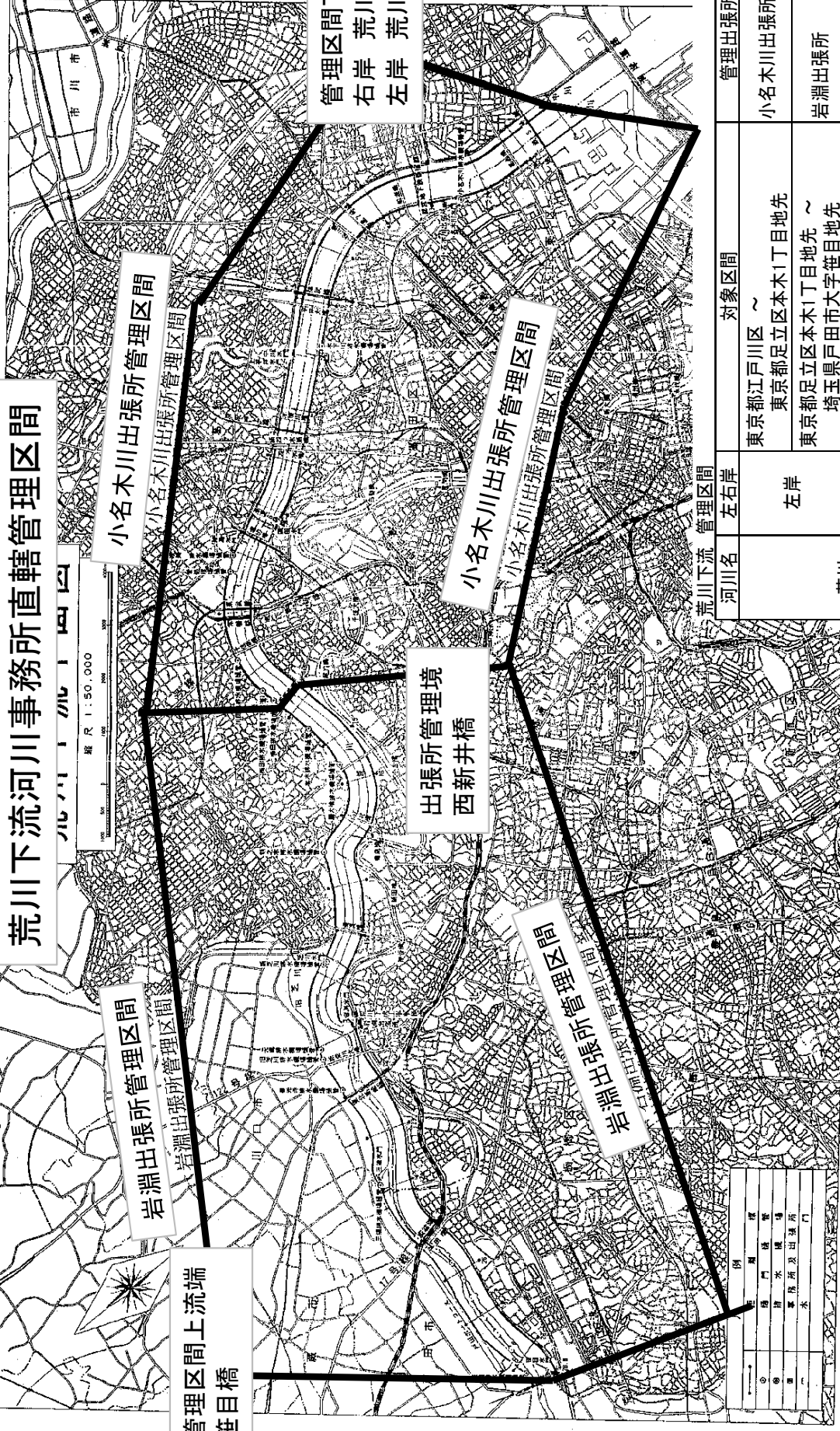
平成 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長 波多野 真樹

乙 ○○○○○○○○○  
代表取締役 ○○○○○○ 印



# 荒川下流河川事務所直轄管理区間



荒川下流 管理区間

河川名	左右岸	対象区間	管理出張所
荒川	左岸	東京都江戸川区 東京都足立区本木1丁目地先	小名木川出張所
	右岸	東京都足立区千住桜木2丁目地先 東京都足立区千住桜木2丁目地先 東京都板橋区新河岸3丁目地先	岩淵出張所
綾瀬川	左右岸	東京都葛飾区綾瀬地先 東京都葛飾区綾瀬地先	小名木川出張所
荒川	左岸	荒川分岐点 東京都北区岩淵地先	岩淵出張所

# 公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（通信設備）」の申請について  
標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

平成26年2月3日  
国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長  
波多野 真樹

## 記

### 1. 協定の目的

荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）についての確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とします。

### 2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙－1「荒川下流河川事務所直轄管理区間」とおり
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、通信設備及び光ケーブルに関する応急復旧等を想定しています。

### 3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成25・26年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち通信設備工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 別紙－2近隣地域一覧表に該当する区域内において、建設業法に基づく本店、支

店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が、別紙近隣地域一覧表に該当する区域内であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）

- (5) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、通信設備工事における各々の過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から選定の通知日の前日までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 現在、荒川下流河川事務所と「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」又は「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（通信設備）」を締結していないこと。

#### 4. 協定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

#### 5. 手続等

##### (1) 担当部局

〒115-0042

東京都北区志茂5丁目41-1

国土交通省荒川下流河川事務所危機管理室

電話03-3902-5695

##### (2) 申請書類等の交付期間、場所及び方法

申請書類等は、以下の期間、場所及び方法により交付します。

###### ① ホームページによる交付

平成26年2月3日（月）12時00分から平成25年3月4日（火）に荒川下流河川事務所のホームページにおいて申請書類等のダウンロードができます。

※ホームページアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

###### ② 担当部局での交付

平成26年2月3日（月）から平成25年3月4日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分～18時00分に5.（1）において紙又は電子データにより配布します。なお、電子データで配布希望の場合は、電子媒体（USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW）を持参してください。

###### ③ 配布する書類とファイル形式

公示文                    pdf形式

申請書類                pdf形式 及び xls形式

協定書（案） pdf形式 及び doc形式

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

申請書及び資料は、以下の期間、場所及び方法により申請書の受け付を行います。

①申請場所及び方法

5. (1) に下記②の期間に持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る）するものとし、電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受け付けません。

②申請期間

平成26年2月3日（月）から平成26年3月4日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分～18時00分に受け付けます。

なお、郵送の場合は、最終日の消印、託送の場合は、最終日に託送業者が受付を行ったものまでを有効とします。

②申請書類の内容

申請書類は、以下の書類を添付してください。

- ・様式－1（協定参加申請書）
- ・調査様式－1（河川災害応急復旧業務に関する調査票（1））
- ・補足説明資料等

6. 審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

評価項目	審査基準	欠格要件
協定に基づく派遣依頼を行った場合の技術者派遣の可否 （調査様式－1）	下記資格等を1つ以上有している技術者の人数 ・技術士（電気電子部門、総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る）） ・建設業法第7条第2号イ、ロ、ハで定める者イにあつては電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者	資格等の保有者がいない場合
協定に基づく派遣依頼を行った場合の作業員派遣の可否 （※） （調査様式－1）	作業員の人数	作業員を確保できない場合

平成10年4月1日以降の東京都又は埼玉県内での元請として施工した実績 (調査様式-1)	東京都又は埼玉県内で光ファイバケーブル(1箇所以上のクロージャによる直線接続があるものに限る)を敷設(新設又は引き替え)した工事施工実績の有無	施工実績が無い場合
当該工種工事(通信設備工事)における過去2年間の工事成績評定表の平均点	「関東地方整備局(港湾空 港関係を除く。)発注工事の当該工種工事における平成23年10月1日から平成25年9月30日までに完成した工事の工事成績評 定点の平均点」	平均点が60点未満の場合(実績が無い工種工事は60点とする。)
他機関との協定の有無 (調査様式-1)	災害に関する協定の締結数 なお、建設業協会等の会員になっている場合において、会員になっている団体が締結している災害協定は除く	評価しない
事業継続計画(BCP)の策定状況 (調査様式-1)	事業継続計画(BCP)の策定状況	評価しない

※ 協定に基づく派遣依頼を行った場合に派遣できる作業員の人数は、協力会社・協定会社の数量を含めてもかまいません。

## 7. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定(通信設備)」(以下「災害協定」という。)の選定結果を申請者に書面にて通知するとともに、荒川下流河川事務所のホームページに掲載します。

通知は、平成26年3月11日(火)を予定しています。

なお、ホームページへの掲載は、平成26年3月11日(火)12時00分頃に公表予定です。

## 8. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、荒川下流河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面(自由様式)により説明を求めることが出来ます。なお、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

### (1) 提出期限

平成26年3月11日(火)から平成26年3月17日(月)までの9時15分から18時00分までとします。

### (2) 提出場所

5. (1) 担当部局に同じ

### (3) 回答期限及び方法

平成26年3月25日(火)までに書面により回答します。

## 9. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（通信設備）」（以下「協定書」という。）を2部作成し提出して下さい。作成については、別紙-3を参照してください。

なお、持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けません。

### （1）提出期限

平成26年3月11日（火）から平成26年3月20日（木）までの9時15分から18時00分までとします。

### （2）提出場所

5.（1）担当部局に同じ

### （3）協定書の返却期限

平成26年3月31日（月）までに1部返却します。

## 10. その他

### （1）連絡先の調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時の連絡先及び平常時の連絡先を調査します。調査内容、調査時期は以下の通りです。

#### ①調査内容

##### ・緊急時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及び保有している携帯電話のメールアドレスを調査します。

##### ・平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の電話番号、会社で使用している電子メールアドレスの調査をします。

#### ②提出時期

・変更が生じていない場合であっても協定期間中の毎年4月1日～4月15日に必ず提出してください。

・変更が生じた場合は、上記期間以外でも速やかに提出してください。

#### ③提出先

5. 配布場所に同じ。

#### ④提出方法

電子メール、郵送、託送又は持参による。

なお、郵送、託送及び持参される場合であっても、電子媒体（USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW）に電子データを保存し提出してください。電子媒体は、後日返却します。

#### ⑤その他

・書式は、協定書の返却時にお渡しします。

電子データ（xls形式）を希望される方は、電子媒体（USB、CD-R、C



D-RW、DVD-R又はDVR-RW)を持参して下さい。

・変更が生じた場合は、遅滞なく修正して下さい。

(2) 技術者の人数、作業員の人数調査

災害協定締結後、災害時に派遣できる技術者の人数、作業員の人数を調査します。調査内容、調査時期は以下の通りです。

①調査内容

派遣可能な技術者の人数及び作業員の人数

②提出時期

・変更が生じていない場合であっても協定期間中の毎年4月1日～4月15日に必ず提出してください。

初年度は、申請時の資料により提出したものとします。

③提出先

5. 配布場所に同じ。

④提出方法

電子メール、郵送、託送又は持参による。

なお、郵送、託送及び持参される場合であっても、電子媒体(USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW)に電子データを保存し提出してください。電子媒体は、後日返却します。

⑤その他

・様式は、申請時の調査様式-1とします。

なお、様式は変更する場合がありますが、変更が生じた場合は、変更した様式で提出していただきます。

(3) 協定の解除

以下のいずれかの条件に該当する場合は、協定の解除を行います。

①災害協定締結後、関東地方整備局(港湾航空関係を除く)の一般競争(指名競争)入札参加資格のうち、「通信設備工事」の認定が取り消された場合又は認定されなかった場合。

②技術者、作業員のいずれかを派遣できなくなった場合。

③協定書(案)第17条に該当する場合。

(4) 申請書について

①申請書類に要する費用は、提出者の負担とします。

②提出された申請書類調査票は、当目的以外には使用しません。

③提出された調査票は返却しません。

④申請書類に関する問い合わせは、5. 配布場所に同じと同じ。

(5) 総合評価落札方式による入札における加点について

本災害協定を締結している者は、荒川下流河川事務所が発注する総合評価落札方式で有利に評価される工事があります。

近隣地域一覧表

東京都：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、稲城市、西東京市

埼玉県：さいたま市、川越市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、川島町、松伏町



# 荒川下流河川事務所直轄管理区間



河川名		左右岸	対象区間	管理出張所
荒川	左岸	東京都江戸川区 ~ 東京都足立区本木1丁目地先	小名木川出張所	
		東京都足立区本木1丁目地先 ~ 埼玉県戸田市大字笹目地先	岩淵出張所	
荒川	右岸	東京都江東区 ~ 東京都足立区千住桜木2丁目地先	小名木川出張所	
		東京都足立区千住桜木2丁目地先 ~ 東京都板橋区新河岸3丁目地先	岩淵出張所	
綾瀬川	左右岸	東京都葛飾区綾瀬地先 ~ 東京都葛飾区綾瀬地先	小名木川出張所	
		荒川分岐点 ~ 東京都北区岩淵地先	岩淵出張所	

例

○	橋
□	門
△	橋
◇	水
■	管理所及出張所
—	水



# 協定参加申請書

平成 年 月 日

国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長  
波多野 真樹 様

住 所 〒0000-0000  
00県00市00番

代 表 者 00建設株式会社  
代表取締役社長

00 00

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定(00)」に参加したく申請書を提出します  
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担 当 者 : 00 00

部 署 : 00本店00部00課

電話番号 (代)00-0000-0000(内0000)

## 河川災害応急復旧業務に関する調査票(1)

会社名:〇〇建設(株)

## 1. 協定に基づく派遣依頼を行った場合の技術者派遣の可否

資格を保有している技術者の数	人
----------------	---

## 2. 協定に基づく派遣依頼を行った場合の作業員派遣の可否

作業員の数	自社:	人
	協力会社:	人

## 3. 平成9年4月1日以降の元請として施工した実績

工事名	工期	発注者名
	～	

※ 施工実績は、最新のものを記載してください。

記載した工事の施工内容がわかるもの(仕様書等)を添付してください。

## ○災害時における契約・協定

・通年的に協定又は契約を特定機関と締結している場合に記載する。

契約・協定の有無	有・無	件(※)
----------	-----	------

※ 契約・協定がある場合は、件数を記載してください。

なお、建設業協会等の会員になっている場合において、会員になっている団体が締結している災害協定は除いて記載してください。

## ○事業継続計画(BCP)の策定状況

・事業継続計画(BCP)の策定状況を記載する。

・事業継続計画

事業継続計画	有・無
震災に関する部分	有・無
風水害に関する部分	有・無
関東地方整備局長の認定	有・無

## 災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書 (通信設備)

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長 波多野 真樹(以下「甲」という。 )と、〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。 )は、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害 (以下「災害」という。 )における災害の拡大防止のための応急復旧業務 (以下「業務」という。 )の実施に関し、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設等 (以下「河川」という。 )において発生した災害の必要となった応急復旧業務等に関し、これに必要な建設機械資材、労力等 (以下「建設資機材等」という。 )について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

### (業務の実施区間)

第2条 業務の実施区間は別紙の荒川下流河川事務所直轄管理区間とする。

### (業務の実施体制)

第3条 甲は、当該河川の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

- 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。
- 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
- 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 乙または第3条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(連絡先の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し甲から連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第12条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第14条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第15条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

平成 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長 波多野 真樹

乙 ○○○○○○○○○  
代表取締役 ○○○○○○ 印



# 荒川下流河川事務所直轄管理区間



荒川下流 管理区間

河川名	左右岸	対象区間	管理出張所
荒川	左岸	東京都江戸川区 東京都足立区本木1丁目地先	小名木川出張所
	右岸	東京都足立区本木1丁目地先 埼玉県戸田市大字笹目地先 東京都江東区 東京都足立区千住桜木2丁目地先 東京都足立区千住桜木2丁目地先 東京都板橋区新河岸3丁目地先	岩淵出張所 小名木川出張所 岩淵出張所
綾瀬川	左右岸	東京都葛飾区綾瀬地先 東京都葛飾区綾瀬地先	小名木川出張所
荒川	左岸	荒川分岐点 東京都北区岩淵地先	岩淵出張所

# 公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（受変電設備）」の申請について  
標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

平成26年2月3日  
国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長  
波多野 真樹

## 記

### 1. 協定の目的

荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）についての確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とします。

### 2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙－1「荒川下流河川事務所直轄管理区間」とおり
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、受変電設備及び予備発電設備に関する応急復旧等を想定しています。

### 3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）平成25・26年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち受変電設備工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 別紙－2近隣地域一覧表に該当する区域内において、建設業法に基づく本店、支

店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が、別紙近隣地域一覧表に該当する区域内であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）

- (5) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、受変電設備工事における各々の過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から選定の通知日の前日までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 現在、荒川下流河川事務所と「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」又は「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（受変電設備）」を締結していないこと。

#### 4. 協定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

#### 5. 手続等

##### (1) 担当部局

〒115-0042

東京都北区志茂5丁目41-1

国土交通省荒川下流河川事務所危機管理室

電話03-3902-5695

##### (2) 申請書類等の交付期間、場所及び方法

申請書類等は、以下の期間、場所及び方法により交付します。

###### ① ホームページによる交付

平成26年2月3日（月）12時00分から平成25年3月4日（火）に荒川下流河川事務所のホームページにおいて申請書類等のダウンロードができます。

※ホームページアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/>

###### ② 担当部局での交付

平成26年2月3日（月）から平成25年3月4日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分～18時00分に5.（1）において紙又は電子データにより配布します。なお、電子データで配布希望の場合は、電子媒体（USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW）を持参してください。

###### ③ 配布する書類とファイル形式

公示文                    pdf形式

申請書類                pdf形式 及び xls形式

協定書（案） pdf形式 及び doc形式

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

申請書及び資料は、以下の期間、場所及び方法により申請書の受け付を行います。

①申請場所及び方法

5. (1) に下記②の期間に持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る）するものとし、電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受け付けません。

②申請期間

平成26年2月3日（月）から平成26年3月4日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分～18時00分に受け付けます。

なお、郵送の場合は、最終日の消印、託送の場合は、最終日に託送業者が受付を行ったものまでを有効とします。

②申請書類の内容

申請書類は、以下の書類を添付してください。

- ・様式－1（協定参加申請書）
- ・調査様式－1（河川災害応急復旧業務に関する調査票（1））
- ・補足説明資料等

6. 審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

評価項目	審査基準	欠格要件
協定に基づく派遣依頼を行った場合の技術者派遣の可否 （調査様式－1）	下記資格等を1つ以上有している技術者の人数 ・技術士（電気電子部門、総合技術監理部門 （選択科目を「電気電子」とするものに限る）） ・1級又は2級電気工事施工管理技士 ・建設業法第7条第2号イ、ロ、ハで定める者 イにあつては電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者	資格等の保有者がいない場合
協定に基づく派遣依頼を行った場合の作業員派遣の可否 （※） （調査様式－1）	作業員の人数	作業員を確保できない場合

平成10年4月1日以降の東京都又は埼玉県内での元請として施工した実績 (調査様式-1)	東京都又は埼玉県内で高圧受変電設備(商用と予備電源から同時に給電しない安全機構を有した設備)を設置した工事施工実績の有無	施工実績が無い場合
当該工種工事(受変電設備工事)における過去2年間の工事成績評定表の平均点	「関東地方整備局(港湾空 港関係を除く。)発注工事の当該工種工事における平成23年10月1日から平成25年9月30日までに完成した工事の工事成績評 定点の平均点」	平均点が60点未満の場合(実績が無い工種工事は60点とする。)
他機関との協定の有無 (調査様式-1)	災害に関する協定の締結数 なお、建設業協会等の会員になっている場合において、会員になっている団体が締結している災害協定は除く	評価しない
事業継続計画(BCP)の策定状況 (調査様式-1)	事業継続計画(BCP)の策定状況	評価しない

※ 協定に基づく派遣依頼を行った場合に派遣できる作業員の人数は、協力会社・協定会社の数量を含めてもかまいません。

## 7. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定(受変電設備)」(以下「災害協定」という。)の選定結果を申請者に書面にて通知するとともに、荒川下流河川事務所のホームページに掲載します。

通知は、平成26年3月11日(火)を予定しています。

なお、ホームページへの掲載は、平成26年3月11日(火)12時00分頃に公表予定です。

## 8. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、荒川下流河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面(自由様式)により説明を求めることが出来ます。なお、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

### (1) 提出期限

平成26年3月11日(火)から平成26年3月17日(月)までの9時15分から18時00分までとします。

### (2) 提出場所

5. (1) 担当部局に同じ

### (3) 回答期限及び方法

平成26年3月25日(火)までに書面により回答します。

## 9. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（受変電設備）」（以下「協定書」という。）を2部作成し提出して下さい。作成については、別紙-3を参照して下さい。

なお、持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けません。

### （1）提出期限

平成26年3月11日（火）から平成26年3月20日（木）までの9時15分から18時00分までとします。

### （2）提出場所

5.（1）担当部局に同じ

### （3）協定書の返却期限

平成26年3月31日（月）までに1部返却します。

## 10. その他

### （1）連絡先の調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時の連絡先及び平常時の連絡先を調査します。調査内容、調査時期は以下の通りです。

#### ①調査内容

##### ・緊急時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及び保有している携帯電話のメールアドレスを調査します。

##### ・平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の電話番号、会社で使用している電子メールアドレスの調査をします。

#### ②提出時期

・変更が生じていない場合であっても協定期間中の毎年4月1日～4月15日に必ず提出して下さい。

・変更が生じた場合は、上記期間以外でも速やかに提出して下さい。

#### ③提出先

5. 配布場所に同じ。

#### ④提出方法

電子メール、郵送、託送又は持参による。

なお、郵送、託送及び持参される場合であっても、電子媒体（USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW）に電子データを保存し提出して下さい。電子媒体は、後日返却します。

#### ⑤その他

・書式は、協定書の返却時にお渡しします。

電子データ（xls形式）を希望される方は、電子媒体（USB、CD-R、C



D-RW、DVD-R又はDVR-RW)を持参して下さい。

・変更が生じた場合は、遅滞なく修正して下さい。

(2) 技術者の人数、作業員の人数調査

災害協定締結後、災害時に派遣できる技術者の人数、作業員の人数を調査します。調査内容、調査時期は以下の通りです。

①調査内容

派遣可能な技術者の人数及び作業員の人数

②提出時期

・変更が生じていない場合であっても協定期間中の毎年4月1日～4月15日に必ず提出してください。

初年度は、申請時の資料により提出したものとします。

③提出先

5. 配布場所に同じ。

④提出方法

電子メール、郵送、託送又は持参による。

なお、郵送、託送及び持参される場合であっても、電子媒体(USB、CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVR-RW)に電子データを保存し提出してください。電子媒体は、後日返却します。

⑤その他

・様式は、申請時の調査様式-1とします。

なお、様式は変更する場合がありますが、変更が生じた場合は、変更した様式で提出していただきます。

(3) 協定の解除

以下のいずれかの条件に該当する場合は、協定の解除を行います。

①災害協定締結後、関東地方整備局(港湾航空関係を除く)の一般競争(指名競争)入札参加資格のうち、「受変電設備工事」の認定が取り消された場合又は認定されなかった場合。

②技術者、作業員のいずれかを派遣できなくなった場合。

③協定書(案)第17条に該当する場合。

(4) 申請書について

①申請書類に要する費用は、提出者の負担とします。

②提出された申請書類調査票は、当目的以外には使用しません。

③提出された調査票は返却しません。

④申請書類に関する問い合わせは、5. 配布場所に同じと同じ。

(5) 総合評価落札方式による入札における加点について

本災害協定を締結している者は、荒川下流河川事務所が発注する総合評価落札方式で有利に評価される工事があります。

# 荒川下流河川事務所直轄管理区間



河川名		左右岸	対象区間	管理出張所
荒川	左岸	東京都江戸川区 ~ 東京都足立区本木1丁目地先	小名木川出張所	
		東京都足立区本木1丁目地先 ~ 埼玉県戸田市大字笹目地先	岩淵出張所	
荒川	右岸	東京都江東区 ~ 東京都足立区千住桜木2丁目地先	小名木川出張所	
		東京都足立区千住桜木2丁目地先 ~ 東京都板橋区新河岸3丁目地先	岩淵出張所	
綾瀬川	左右岸	東京都葛飾区綾瀬地先 ~ 東京都葛飾区綾瀬地先	小名木川出張所	
荒川	左岸	荒川分岐点 ~ 東京都北区岩淵地先	岩淵出張所	

例	種別
○	橋
□	門
△	堤
◇	水
■	管理所及出張所
—	境界



近隣地域一覧表

東京都：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、稲城市、西東京市

埼玉県：さいたま市、川越市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、吉川市、ふじみ野市、三芳町、川島町、松伏町



## 協定参加申請書

平成 年 月 日

国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長  
波多野 真樹 様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番

代 表 者 〇〇建設株式会社  
代表取締役社長

〇〇 〇〇

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定(〇〇)」に参加したく申請書を提出します  
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担 当 者 : 〇〇 〇〇

部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号 (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内〇〇〇)

## 河川災害応急復旧業務に関する調査票(1)

会社名:〇〇建設(株)

## 1. 協定に基づく派遣依頼を行った場合の技術者派遣の可否

資格を保有している技術者の数	人
----------------	---

## 2. 協定に基づく派遣依頼を行った場合の作業員派遣の可否

作業員の数	自社:	人
	協力会社:	人

## 3. 平成9年4月1日以降の元請として施工した実績

工事名	工期	発注者名
	～	

※ 施工実績は、最新のものを記載してください。

記載した工事の施工内容がわかるもの(仕様書等)を添付してください。

## ○災害時における契約・協定

・通年的に協定又は契約を特定機関と締結している場合に記載する。

契約・協定の有無	有・無	件(※)
----------	-----	------

※ 契約・協定がある場合は、件数を記載してください。

なお、建設業協会等の会員になっている場合において、会員になっている団体が締結している災害協定は除いて記載してください。

## ○事業継続計画(BCP)の策定状況

・事業継続計画(BCP)の策定状況を記載する。

・事業継続計画

事業継続計画	有・無
震災に関する部分	有・無
風水害に関する部分	有・無
関東地方整備局長の認定	有・無

## 災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書 (受変電設備)

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長 波多野 真樹(以下「甲」という。 )と、〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。 )は、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害 (以下「災害」という。 )における災害の拡大防止のための応急復旧業務 (以下「業務」という。 )の実施に関し、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設等 (以下「河川」という。 )において発生した災害の必要となった応急復旧業務等に関し、これに必要な建設機械資材、労力等 (以下「建設資機材等」という。 )について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

### (業務の実施区間)

第2条 業務の実施区間は別紙の荒川下流河川事務所直轄管理区間とする。

### (業務の実施体制)

第3条 甲は、当該河川の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

- 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。
- 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
- 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 乙または第3条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(連絡先の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し甲から連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第12条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第14条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第15条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第19条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

平成 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長 波多野 真樹

乙 ○○○○○○○○○  
代表取締役 ○○○○○○ 印



# 荒川下流河川事務所直轄管理区間



荒川下流 管理区間

河川名	左右岸	対象区間	管理出張所
荒川	左岸	東京都江戸川区 ~ 東京都足立区本木1丁目地先	小名木川出張所
	右岸	東京都足立区本木1丁目地先 ~ 埼玉県戸田市大字笹目地先	岩淵出張所
綾瀬川	右岸	東京都江東区 ~ 東京都足立区千住桜木2丁目地先	小名木川出張所
	左右岸	東京都足立区千住桜木2丁目地先 ~ 東京都板橋区新河岸3丁目地先	岩淵出張所
荒川	左右岸	東京都葛飾区綾瀬地先 ~ 東京都葛飾区綾瀬地先	小名木川出張所
	左岸	荒川分岐点 ~ 東京都北区岩淵地先	岩淵出張所